平塚市監査委員 市川 喜久江

同 井澤 郁人

同 片倉 章博

同 金子 修一

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を 平塚市監査基準(令和2年4月1日施行。以下「基準」という。)に準拠して実施したので、同 条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和3年度の財務監査

市長室 危機管理課

環境部環境政策課、収集業務課

教育総務部 教育施設課

2 監査の実施期間

令和4年4月11日から5月30日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

市長室

(1) 危機管理課

- ア財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
防災行政無線機械室	良好に管理されていた。
防災行政無線大島受信所	良好に管理されていた。
防災行政用無線アンテナ施設	良好に管理されていた。

環境部

(1)環境政策課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 収集業務課

- ア財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりであり、指摘事項について適切 に対処されたい。

施設名	監査結果
立堀ごみ収集場	○ 指摘事項
	市有財産のごみ集積所使用において、平
	塚市市有財産規則に基づく必要な手続きの
新川端住宅団地ごみ収集場	漏れがあった。所管する市有財産の管理を
	徹底するとともに、今後の事務の執行にあ
	たり適正な措置を講じられたい。

教育総務部

(1) 教育施設課

- ア財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

ウその他

○ 要望事項

本市の小学校及び中学校の一部敷地において、国有財産賃貸借料の支出をしているが、学校用地の継続性を考慮すると、今後も固定費として、長期的に多額な財政負担の発生が見込まれる。

土地所有者である国の意向や、購入を視野に入れた比較検討等を経て現在の賃貸借契約に至ったものであることは理解するところであるが、今後到来する契約 更新等の機会に向けて、市全体としての財政状況等を踏まえ、関係課と連携して 継続的な見直し検討を実施されたい。